

令和2年塩尻市議会12月定例会提出案件

I 提出案件数

提出案件	21件
条例案件	10件
事件案件	1件
予算案件	6件
報告案件	4件

II 提出案件の概要

【条例案件】

1 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合の改定を行うことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 一般職の職員の期末手当の年間の支給割合を「100分の260」から「100分の255」に引き下げるもの
- イ 常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の年間の支給割合を「100分の340」から「100分の335」に引き下げるもの

(総務人事課)

2 塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「所得税法等の一部を改正する法律」の公布により一部改正される「租税特別措置法」が令和3年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

延滞金の割合の特例に係る規定を改めるものです。

(財政課)

3 塩尻市組織条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

第五次塩尻市総合計画第3期中期戦略を効果的に推進するとともに、将来を見据えた自治体経営を行うため、組織機構を再編することに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

市民交流センター・生涯学習部を生涯学習部に改称し、各部及び各事業部の分掌事務を再編するものです。

(経営戦略課)

4 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市中央スポーツ公園内のバーベキューコーナーを廃止することに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

バーベキューコーナーに係る規定を削るものです。

(スポーツ推進課)

5 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「地方税法」第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の更新をするため、必要な改正をするものです。

(2) 概要

令和2年12月31日で指定の期間が満了する10法人のうち、7法人について指定の期間を更新するものなどです。

(交流支援課)

6 塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が令和3年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 指定居宅介護支援事業所における管理者について、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由があるときは、介護支援専門員を管理者とすることができるよう改めるもの

イ 管理者の資格要件の特例について、経過措置期間を令和9年3月31日まで延長するもの

(長寿課)

7 塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

公共下水道の予定処理区域外から公共下水道に下水を流入させる者に対して分担金を賦課するため、必要な改正をするものなどです。

(2) 概要

ア 区域外流入に係る分担金の額、賦課及び徴収方法などを定めるもの

イ 分担金の額の算出方法を市内で統一するもの

(下水道課)

8 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

小坂田公園再整備計画に基づき、小坂田公園パターゴルフ場を廃止することに伴い、必要な改正をするものなどです。

(2) 概要

小坂田公園パターゴルフ場に係る規定を削るものです。

(都市計画課)

9 塩尻市榑川農畜産物直売所条例を廃止する条例

提案理由

塩尻市榑川農畜産物直売所を廃止することに伴い、「塩尻市榑川農畜産物直売所条例」を廃止するものです。

(農政課)

10 塩尻市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令」が令和2年10月1日に施行されたことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

引用している省令の題名を改めるものです。

(産業政策課)

【事件案件】

市道路線の認定について

新たに3路線を認定することについて、「道路法」第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(建設課)

【予算案件】

- 1 令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)
- 2 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 3 令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 4 令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

(以上 財政課)

- 5 令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)
- 6 令和2年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

(以上 経営管理課)

【報告案件】

1 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る9月25日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

- ア 損害賠償の額 3,102 円
市側の過失割合 30パーセント
- イ 事故発生年月日 令和2年7月30日
- ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘堅石
市道堅石今井線
- エ 事故の状況

市道堅石今井線を北へ走行中の自動車が、道路の舗装の欠損部に車輪を落とし、左側前輪のタイヤを破損したものです。

2 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る10月30日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

- ア 損害賠償の額 64,020 円
市側の過失割合 50パーセント
- イ 事故発生年月日 令和2年10月7日
- ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘堅石
市道広陵中学校通学線
- エ 事故の状況

市道広陵中学校通学線を南へ走行中の自動車が、道路の舗装の欠損部に車輪を落とし、左側前輪及び後輪のタイヤ等を破損したものです。

3 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る11月5日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

- ア 損害賠償の額 125,671 円
市側の過失割合 60パーセント
- イ 事故発生年月日 令和2年10月1日
- ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘吉田
市道田川吉田3号線

エ 事故の状況

前日の事故により破損し道路脇に除去してあったガードレールの一部が道路上にはみ出していたことにより、市道田川吉田3号線を北へ走行中の相手方自動車が、当該ガードレールに接触し、左側前後のドア等を破損したものです。

(以上 建設課)

4 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る11月11日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額	27,500 円
	市側の過失割合 100パーセント
イ 事故発生年月日	令和2年10月16日
ウ 事故発生場所	塩尻市大字洗馬 塩尻市地域振興バス洗馬線奥平バス停留所

エ 事故の状況

校外学習中の児童が蹴った小石が、奥平バス停留所に駐車中の地域振興バスに当たり、フロントガラスを破損させてしまったものです。

(教育総務課)